第十五条第二項中「本条」を「この条」に、「補てんする」を「補塡する」に改め、同条第三項及び第四項中「補てんする」を「補塡する」に改める。

第十七条第一号中「補てんする」を「補塡する」に改める。

第二十条第一項中「元本補てん」を「元本補塡」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第二十三条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第二十九条の五第四号において」に改め、「含む」の下に「。第三号において同じ」を加え、同項第三号中「（法第百一条第五項、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「第三十七条第三項」を「第六十六条第二項」に改める。

第二十三条の二第一項中「附則第十五条の四第七項」を「第百一条第七項、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」に改める。

第二十四条中「第十四条第四号」の下に「及び第二十九条の二十四第四号」を加え、「附則第十五条の四第七項」を「第百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項」に、「又は労働金庫連合会」を「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（法第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。）」に改め、「株式会社商工組合中央金庫」の下に「又は商工組合子法人等（法第百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。）」を加え、「。次条及び第二十七条において同じ」を削る。

第二十五条中「金融庁長官」の下に「（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。第二十七条において同じ。）」を加える。

第二十六条中「第七十六条第一項」の下に「（法第百二十六条の十八において準用する場合を含む。）」を加え、「処分に係る金融機関が銀行又は長期信用銀行である場合にあつては金融庁長官が、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣」を「金融庁長官（処分に係る金融機関等（法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）」に改める。

第二十八条の見出し中「減少等」を「減少」に改め、同条中「第三十条」を「第二十九条の五第八号」に改める。

第二十九条第一項第二号中「係る補てん」を「係る補塡」に、「補てんされた」を「補塡された」に改める。

第二十九条の二の次に次の二条を加える。

（法第百二条第三項の決定の対象となる金融機関）

第二十九条の二の二　法第百二条第三項に規定する同条第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものは、同項第二号に規定する第二号措置に係る認定（同項に規定する認定をいう。第三十六条第三項において同じ。）に係る金融機関とする。

（自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債等）

第二十九条の二の三　法第百二条第三項に規定する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない社債とする。

2　法第百二条第三項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない株式とする。

3　法第百二条第三項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない金銭の消費貸借とする。

（金融機関等とみなされる事由）

第三十五条の四　法第百二十六条の二第十三項に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　特定認定に係る者の銀行法第四十七条第一項、長期信用銀行法第四条第一項、保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項若しくは第百八十五条第一項若しくは金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失つたこと。

二　特定認定に係る者の銀行法第五十二条の十七第一項若しくは第三項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項若しくは保険業法第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項の内閣総理大臣の認可が取り消されたこと又は当該認可が効力を失つたこと。